

<請求人> 様

名古屋市監査委員	金 庭 宜 雄
同	塚 本 つよし
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

### 名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 3月27日に提出された 7監管第 135号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

#### 2 理 由

本請求は、名古屋城天守閣整備事業に関して、以下のとおり主張し、木造復元のための材木の製材・保管料に係る支出が名古屋市の財政に損害を与える不適正な財務会計行為であるとして、木造復元工事の着工及び竣工時期が合理的な根拠をもとに確定できるまで、購入済の材木を適価で売却するなど、製材・保管料の発生しない措置を講ずることを求めるものである。

- (1) 「整備基本計画」の取りまとめが未だにできていないこと等から、天守閣木造復元工事の着工及び竣工時期が全く見通せない。
- (2) 近年の名古屋市の財政事情等を考慮すれば、莫大な費用を費やす復元事業そのものの継続も危ぶまれる事態となりかねない。
- (3) 必要となる時期がいつになるか分からない木造復元のための材木の製材・保管料を漫然と支払い続けている。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計

行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求について、請求人は、名古屋城天守閣整備事業に関して、「整備基本計画」の取りまとめができていないこと等から着工及び竣工時期が全く見通せない等、木造復元のための材木の必要時期がいつになるか分からないと主張し、材木の製材・保管料に係る支出が不適正な財務会計行為であると述べているが、私見を述べているに過ぎず、請求の対象としている財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)